

午後一時開議

○石川ナオミ議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○石川ナオミ議長 直ちに日程に入ります。日程第一から第八に至る八件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第一 議案第四十三号 令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）外議案七件

○石川ナオミ議長　本八件に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

〔三十五番加藤たいき議員登壇〕（拍手）

○企画総務委員長 加藤たいき議員 ただいま上程になりました議案第四十三号から議案第五十号に至る八件につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

初めに、議案第四十三号「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）」について申し上げます。

本件は、東京都の施策と連動した低所得者に対するエアコン購入費等助成や障害福祉サービス事業所等に対する熱中症予防支援等のほか、麻疹抗体検査、予防接種助成、中東情勢を踏まえた中小企業融資の利子補給の増などに速やかに対応するため補正計上し、既定予算総額を増額するものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、自由民主党より「この間の物価高騰等に対応するため、行政としては補正予算を編成し、実効性ある施策を速やかに実行していかなければならない。こうした認識の下、先般、我が党は、無利子無担保のゼロゼロ融資の実施や、一過性ではないせたがや P a y の継続的な活用などを区長に申し入れたところである。現下の厳しい諸情勢を勘案し、区民生活を支援する施策を迅速に実施することを要望し、賛成する」、公明党より「採算性が厳しい障害者の居場所づくり事業に対する補助や、一時保護所の改修を本補正予算に計上した点は、これまで我が党が求めてきたものであり、評価に値する。また、中東情勢の影響により、事業者が非常に厳しい状況下にあることから、中小企業融資あっせん制度における利子補給の増額が本補正予算に計上されたが、既にコロナ禍での借入れがある企業は、今まさに返済中であることから

ら、新たな無利子無担保の融資制度を早急に導入することを改めて求めておく。さらに、非常に厳しい区民生活の実情を踏まえ、区独自財源によるせたがやP a yを活用した二〇%ポイント還元を実施することを要望し、賛成する」、立憲民主党・無所属より「中東情勢の激変は、国民生活及び地域生活に深刻な影響を与えている。特に建設業における資材不足は、価格高騰のみならず、工期延長や工事内容の見直しなどにも波及している。こうした状況が長引けば、事業の赤字にとどまらず廃業という深刻な状況も想定されることから、一刻も早い支援が必要である。既に区長が表明した新たな融資あっせん制度の検討に当たっては、ゼロゼロ融資などの実効性ある緊急融資の検討を求め、本案に賛成する」、日本共産党より「本補正予算は、我が党がかねてから要求してきたエアコンの購入費助成事業が計上されており、評価できる面もある。一方、ホルムズ海峡の封鎖による資材不足や、物価高騰が区民生活に与える影響は甚大であり、この内容では不十分である。ひとり親家庭や、児童扶養手当受給者などにエアコン購入費助成の対象者を拡大するとともに、昨年度までに社会福祉協議会からの借入れによりエアコンを購入した生活保護受給者の返済を免除するなど、早急に新たな補正予算を編成し、こうした区民生活を支える事業を実施することを求め、本補正予算に賛成する」、国民民主党・都民ファーストの会より「今回の補正予算には利子割交付金の減額が含まれているが、こうした東京を標的とした税制改正が今後も継続することが想定される。区民の税金がこれ以上、区外へ流出しないよう、都内自治体と連携、協力して抗議していくことを求め、賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第四十三号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第四十四号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、地方税法等の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収の対象となる年金額の引上げによる扶養親族等申告書の提出範囲の見直しを行うとともに、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第四十四号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第四十五号から議案第四十七号までの奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備工事に関する請負契約三件について、一括して申し上げます。

本三件は、令和四年度に取りまとめた整備方針に基づき、中学校を全面改築し、併せて学校敷地内に区立児童館を整備するため、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、公明党より「議案第四十六号については、電気工事などの設備工事は建物本体の完成後に工事着手することが多く、契約から着手までの人手確保が非常に大きな事業者の負担となっており、さらに、今般の物価高騰や資材不足も重なり、予定どおりの着工も困難な状況であると聞いている。改めて、同時発注している本体工事と設備工事の発注時期をずらす検討を実施するよう求め、賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第四十五号から議案第四十七号までの三件は、いずれも全員異議なく、それぞれ可決と決定いたしました。

次に、議案第四十八号「世田谷区立玉川野毛町公園野球場外改修工事請負契約」について申し上げます。

本件は、玉川野毛町公園拡張事業の基本設計書及び玉川野毛町公園既開園区域の基本計画書に基づき、野球場ほか工事を実施するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第四十八号は全員異議なく可決と決定いたしました。

次に、議案第四十九号「世田谷区立奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約」について申し上げます。

本件は、東急株式会社が奥沢駅北側に新築する予定の建物の一部を区が賃借し、奥沢区民センターの再仮移転先及び奥沢図書館仮事務所の移転先として、内装、電気設備及び機械設備改修工事を行うため提案されたものであります。

委員会では、奥沢区民センターと図書館の奥沢センタービルへの再移転の計画が問われたのに対し、理事者より、所管課からは奥沢センタービルの耐震改修工事等の完了後、区民センター、図書館とともに奥沢センタービルへ復帰すると聞いているとの答弁がありました。

また、本件が随意契約である理由が問われたのに対し、理事者より、建築工事を受注した事業者の内装工事等を委託することが経費、工費ともに効率的であると判断し、随意契約とした。なお、契約金額については、営繕部門において適正価格であると判断しているとの答弁がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第四十九号は全員異議なく可決と決定いたしま

次に、議案第五十号「旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更」について申し上げます。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、公明党より「昨年十二月の本施設の工期延伸に係る議案審査の際、丁寧な住民説明を求めたが、いまだ実施されていないまま、新たな工期延伸を含む本議案が提案された。解体工事後に警視庁の仮庁舎建設が予定されていることを含め、長期間にわたり近隣住民に大きな影響を与える工事であることを重く受け止め、警視庁の工事計画と併せて住民に対して真摯に説明することを求め、賛成する」との表明がありました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。（拍手）

お諮りいたします。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

〔菊島次長朗読〕

○石川ナオミ議長　本五件に関し、都市整備委員長の報告を求めます。

4

○都市整備委員長 畠山晋一議員 ただいま上程になりました議案第五十一号から議案第五十五号に至る五件につきまして、都市整備委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

初めに、議案第五十一号「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、条例の適用区域を拡大するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、日本共産党より「外環道のジャンクション工事に伴う新たな構造物への対応として、角地規制の緩和や地先道路の隅切りをはじめ、地域住民が求めるスーパーなどの生活利便施設の誘致を含む地区計画案は理解できる。また、区画道路などの地区施設についても長年にわたる住民との対話を通じて見直しが行われてきたことは評価する。一方で、計画の前提となる外環道事業には重大な問題があると考えます。地上権者の同意や補償なく進められてきた、いわゆる大深度法に基づく工事は、調布市での陥没事故によって安全性が揺らいでいる。成城の野川周辺では原因不明の地盤沈下も発生し、住民からは外環道工事との関連に疑念の声が上がっている。さらには、本線とランプの接合部は前例のない大規模地下構造物であり、不安は払拭できない。以上のことから、我が党は、本条例改正には賛成するものの、引き続き大深度法の廃止と東名・関越間の外環道事業の中止を要望する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第五十一号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第五十二号「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の改正に伴い、劇場等の客席に係る規定を追加するとともに、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、定期的な条例見直しに関する考え方が問われたのに対し、理事者より、今回のような都条例の改正に伴う見直し以外にも社会情勢の変化を捉えた内容等の見直しを考えられるとの答弁がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第五十二号は全員異議なく原案どおり可決と決定をいたしました。

次に、議案第五十三号「世田谷区立公園条例の一部を改正する条例」について申し上げ

ます。

本件は、区立玉川野毛町公園の飲食店に関する公園施設の設置等に係る使用料を定めるため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第五十三号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第五十四号「財産（仮称世田谷区立北烏山七丁目緑地用地）の取得」について申し上げます。

本件は、（仮称）世田谷区立北烏山七丁目緑地用地を取得するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、公明党より「土地の取得により、みどり政策を推進することに異議はないが、多額の予算を投じる事業であるため、維持管理経費を着実に確保できるように、みどり政策の柱に稼ぐという要素を加えることを求め、本議案に賛成する」、日本共産党より「今定例会の代表質問でも申し上げたとおり、区民の利益を第一とした事業となるよう取り組むことを要望し、賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第五十四号は全員異議なく可決と決定いたしました。

次に、議案第五十五号「特別区道路線の認定」について申し上げます。

本件は、特別区道路線を認定するため、道路法の規定に基づき提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第五十五号は全員異議なく可決と決定をいたしました。

以上で都市整備委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上で都市整備委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本五件を一括して決したいと思います。

お諮りいたします。

本五件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号から第五十五号に至る五件は委員長報告どおり可決いたしました。

○石川ナオミ議長 次に、日程第十四を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第十四 議案第五十六号 世田谷区立中学校における火災に係る和解

○石川ナオミ議長 本件に関し、災害・防犯・オウム問題対策等特別委員長の報告を求めます。

〔四十六番ひえしま 進議員登壇〕（拍手）

○災害・防犯・オウム問題対策等特別委員長　ひえしま　進議員　ただいま上程になりました議案第五十六号「世田谷区立中学校における火災に係る和解」につきまして、災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会における審査の経過とその結果について御報告をいたします。

本件は、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づき提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第五十六号は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員長の報告は終わりました。

○石川ナオミ議長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号は委員長報告どおり可決いたしました。

○石川ナオミ議長 次に、日程第十五を上程いたします。

〔菊島次長朗讀〕

日程第十五 議案第五十七号 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課
の共同設置に関する規約の変更に関する協議

〔三十八番河野俊弘議員登壇〕（拍手）

本件は、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について、児童相談所を設置する特別区と協議するため提案されたものであります。

以上で子ども・若者施策推進特別委員会の報告を終わります。（拍手）

これより採決に入ります。

本件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は委員長報告どおり可決いたしました。

〔菊島次長朗読〕

〔保坂区長登壇〕

本件は、世田谷区農業委員会委員の任期が本年七月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命いたしたく提案するものでございます。

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって本件は本日の日程に追加し、ここで議題とすることに決定いたしました。

〔菊島次長朗讀〕

追加日程第一 議員提出議案第四号 中東情勢の悪化に伴う国民生活及び地域経済を守るための緊急経済対策を求める意見書

なお、提案理由の説明についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

四十一番原田竜馬議員。

〔四十一番原田竜馬議員登壇〕（拍手）

○四十一番 原田竜馬議員 ただいま上程されました議員提出議案第四号「中東情勢の悪化に伴う国民生活及び地域経済を守るための緊急経済対策を求める意見書」の提案理由を説明させていただきます。

アメリカとイランが戦闘終結に向けた覚書に署名し、イラン情勢は大きな節目を迎えようとしています。今後六十日以内に核問題を含む最終合意を目指すものとされています。長く続いた緊張がようやく収束へと向かい始めたことは歓迎したいと思います。しかし、覚書に署名をしたとしても、現地の人々の暮らしがすぐに戦争以前の形を取り戻すわけではありません。戦火が残した傷跡は深く、人々の生活基盤の再建、混乱に陥った世界経済の回復に向けては、長き歳月と不断の努力を要します。

中東情勢による日本経済への影響がどこまで続くのか、不安要素が払拭できない状況にもあります。こうした状況から、一刻も早く国民生活を安定化させることは、政府の大きな使命でもあります。

本年二月末以降の中東情勢の緊迫化を受け、原油価格の高騰、物価上昇圧力の高まりなど、国民生活及び地域経済への影響が広がっています。我が国は原油の中東依存度が九割を超え、また、石油化学製品の原料となるナフサについても中東からの輸入比率が高いことから、燃料価格の上昇のみならず、生活必需品から医療物資に至るまで、極めて広範な分野に影響が波及する構造となっています。

中東情勢悪化による影響の長期化が見込まれる中、生活費の上昇は既に国民生活全体へ及んでいますが、企業がコストを消費者に転嫁するまでには一定の時間を要することから、今後さらなる物価高が国民生活を苦しめることも懸念されます。加えて、地域の中小企業においては、企業の存続そのものが危ぶまれる事態が生じており、建設関連業からは、ナフサを原料とする塗料、シンナー、建設資材など、石油化学製品の調達が既に困難になっているとの声が寄せられています。さらに、医療現場では、透析治療資材や抗生物質をはじめとする医薬品が不足するなど、医療分野への波及を懸念する声もあり、命に関わる医療基盤物資の確保は急務です。

よって世田谷区議会は、事態の長期化と影響の広がりから、国会及び政府に対し、国民生活と地域経済の実態を的確に捉え、生活と地域経済を守るための対策を大胆かつ迅速に講じるよう強く要望いたします。

一、個人・世帯に向けて電気、ガス料金の引下げなどの緊急対策の実施。二、中小企業・小規模事業者に対する実質無利子・無担保融資などの緊急融資支援。三、医療物資をはじめとする医療基盤物資の安定供給の確保。四、ナフサの目詰まりに関して現場での実態調査の実施と、確実な供給に向けた対応の実施。五、省エネルギー・節約の推進に向けた国民への正確な情報提供及び積極的な意識啓発。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出するため、議員各位にはぜひ御賛同いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

四十四番たかじょう訓子議員。

〔四十四番たかじょう訓子議員登壇〕（拍手）

○四十四番 たかじょう訓子議員 日本共産党世田谷区議団は、議員提出議案第四号「中東情勢の悪化に伴う国民生活及び地域経済を守るための緊急経済対策を求める意見書」に賛成の立場で意見を申し述べます。

アメリカとイランの戦闘終結を定めた覚書が、両国の署名で十七日発効しました。イランに対する無法な攻撃の即時中止、戦闘終結を要求してきた党として、この合意を歓迎するものです。しかし、区民生活や地域経済への影響が直ちに解消されるわけではありません。物価高騰や資材不足の影響は既に広範囲に及んでおり、回復までの間、暮らしと営業を支える支援が必要です。区民の暮らしは、今回の中東情勢の悪化以前から深刻な物価高騰に苦しめられてきました。

私どもが一・二月に実施した区民アンケートでも、暮らしが苦しくなったと回答した方が約八割に上り、家賃や光熱費の負担が大きい、子育て中だが生活はかつかつ、賃金が上がらず将来に希望が持てないなど、切実な声が寄せられていました。そこにアメリカ、イスラエルによるイラン攻撃で、原油や天然ガスなどエネルギー価格の上昇、ナフサ供給の混乱や石油化学製品や肥料などの供給不安が重なり、日本経済と国民生活に大きな影響を与えてきました。

私たちは、この間、建設関連団体や中小企業団体から直接実態を伺ってきました。塗料やシンナー、断熱材など石油化学製品の不足や価格高騰が生じ、価格転嫁も困難となっています。このままでは工事の遅れや中断だけではなく、事業継続そのものに影響しかねない、コロナ禍以上の深刻な事態だとの切実な声も寄せられています。また、医療・介護分野でも医薬品や医療資材の供給不安が続いており、区民の命と健康を守る医療提供体制への影響も懸念されています。

こうした声を受け、日本共産党は五月十四日、政府に対し、イラン戦争がもたらす物価高・資材不足から暮らしと営業を守るための緊急対策を求める要請を行いました。区議団としても、区長に対し、区民や区内事業者への支援を求める要請を行ってきました。

六月二日には、私も参加した日本共産党国会議員団主催の政府レクチャーが行われましたが、政府からは、必要な物資は確保されている、流通上の目詰まりの解消を進めているとの説明に終始し、現場で聞いている実態との間には大きな隔たりを感じました。また、国の補正予算は六月五日に成立いたしましたでしたが、年金生活者や低所得者の暮らし、中小企業の営業に対する踏み込んだ支援は十分とは言えません。電気・ガス料金負担軽減支援も三か月の期間限定の措置にとどまっており、長引く物価高騰や中東情勢の影響に対応する

には、なお不十分です。だからこそ、本意見書が求める電気・ガス料金の負担軽減、中小企業支援、医療物資の安定供給、ナフサ不足の供給対策は極めて重要であり、国は迅速に実施すべきです。

同時に、日本共産党は、区民生活を守るためには、本意見書の内容にとどまらない抜本的な物価高騰対策が必要であると考えます。とりわけ、所得の低い人ほど負担が重く、物価高騰の下で暮らしを直撃している消費税は、直ちに一律五％へと減税すべきです。財源については、大企業や富裕層への行き過ぎた優遇税制を見直し、応能負担の原則に立った税制改革によって確保することを提案しています。また、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進、住宅の断熱化支援などを進め、国際情勢に左右されにくい社会への転換を図ることも重要です。

米国とイランの覚書の全文が明らかになりましたが、そこには互いの主権及び領土保全を尊重し、内政干渉を控えることを約束するとあります。これは、体制転換を求めて開始した米国の無法な戦争が破綻したことを意味します。アメリカが引き起こした戦争の後始末に自衛隊を送り出す道理はありません。両国が覚書の方角で最終合意を達成し、平和と安定を回復することを求めます。

日本政府には、国際法と国連憲章に基づく平和的解決のため、国際社会と連携した外交努力をさらに強めることを求めます。

以上、日本共産党世田谷区議団の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上でたかじょう訓子議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第四号は原案どおり可決いたしました。

○石川ナオミ議長 次に、日程第三十七を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第三十七 請願の付託

○石川ナオミ議長 受理いたしました請願は、請願文書表に掲げましたとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○石川ナオミ議長 次に、日程第三十八を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第三十八 閉会中の審査付託

○石川ナオミ議長 お手元の請願継続審査件名表及び特定事件審査（調査）事項表に掲げました各件を、閉会中の審査付託とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって本件は閉会中の審査付託とすることに決定いたしました。

○石川ナオミ議長　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和八年第二回世田谷区議会定例会を閉会いたします。

午後一時四十六分閉会